



セミナー
情報

4/27(金)「2012年4月介護保険法改正から見えた！

「勝ち組デイサービス」必勝戦略

講師：原田 匡氏 (介護元気化プロジェクト株式会社 代表取締役)

会場：人事労務会館【JR大崎駅 徒歩3分】 受講料：お一人3,000円

厚労省 - 居宅系サービス3年後に約3割増

各保険者が策定した今年度から3年間の「第5期介護保険事業計画」を厚労省が集計。(暫定値)

それによると、2014年度末の居住系サービスの利用量は、28%増の41万人分になる見通し。

サービス別では、

特定施設入居者生活介護 31%増の21万人分

認知症高齢者グループホーム 25%増の20万人分

在宅介護サービス 15%増の362万人分

(うち 小規模多機能 50%増の9万人分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2万人分

複合型サービス 1万人分)

ホームヘルプサービス(訪問介護等) 14%増の148万人分

通所系サービス 14%増の234万人分

ショートステイ 13%増の43万人分

訪問看護 13%増の34万人分

施設サービス 12%増の100万人分

(うち 特別養護老人ホーム 19%増の56万人分)

介護老人保健施設と介護療養型医療施設 5%増の44万人分)

(CB news)

要介護認定の新規申請 - 上限を1年に延長

厚生労働省は、要介護認定の新規申請について、有効期間の上限を6カ月から12カ月まで延長する改正省令を4月1日付けで施行した。

また、東日本大震災の被災地に限り、要介護認定の有効期間を最長で12か月間延ばせる改正特例省令を施行。(施行3月29日付)

(CB news)

詳しくはお気軽にお問い合わせください。

info@care-mas.com

各改定関連

厚生労働省は3月30日にQ&Aの第2版を都道府県などにあてて出した。

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) について(平成24年3月30日)

<http://www.roushikyo.or.jp/jsweb/html/public/contents/data/00003/216/>

また、健康保険・介護保険の保険料率が4月納付分より変更された。

【健康保険】

平成24年3月分(4月納付分)から全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の保険料率が変更

改正前全国平均：95.0/1000

改定後全国平均：100.0/1000

【介護保険】

平成24年3月分(4月納付分)から介護保険の保険料率が変更(全国一律の変更)

	被保険者	事業主分	合計
改正前	7.55/1000	7.55/1000	15.1/1000
改正後	7.75/1000	7.75/1000	15.5/1000

給与では、通常4月支給分から新保険料率で徴収するが、3月支給分から新保険料率で徴収する会社もある。賞与の場合は3月支給分から新保険料率で徴収。

健康保険料率の内訳となる「基本保険料率」および「特定保険料率」についても同時に変更。

そのほか、雇用保険の保険料率が4月1日より変更となった。

【雇用保険】

	被保険者	事業主分	合計
改正前	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
改正後	5/1000	8.5/1000	13.5/1000

上記は一般の保険料率(一般の他に、農林水産・清酒製造業、建築業あり)

給与では4月分給与からの適用となるので、通常は4月支給分から新料率での徴収となるが、会社により5月支給分から新料率で徴収する場合もある。賞与の場合は4月支給分から新料率で徴収。